

マイナンバー制度



第2弾

安心・安全の仕組みについて

マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー 検索

マイナンバー制度が導入されることによって、様々な行政手続きが便利になる一方で、制度に対する住民の安心確保が求められています。

個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなどの保護措置が設けられています。

マイナンバー制度に対する不安

情報漏えいは大丈夫？

国に個人情報が一元管理されてしまうのでは？

なりすまし被害にあったらどうしよう…

プライバシーはちゃんと守られるの？

マイナンバー制度における個人情報保護措置

システム面	制度面
情報の通信の際には暗号化します。	法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
個人情報にアクセスできる人について、制限、管理します。	なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
行政機関間での情報のやりとりはマイナンバーは直接使いません。	マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
個人情報には直接使いません。	法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。
個人情報の管理は、分散管理することにより、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。	自分の情報の提供記録を自ら確認できる「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)を設置します。
個人情報にアクセスできる人について、制限、管理します。	

今年10月以降、あなたの「マイナンバー」をお知らせします

今年10月以降、住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。申請が認められた方は、登録された居所にあなただけの「マイナンバー」をお知らせします。

申請が必要な方

- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方
- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方

申請方法

役場町民税務課および各総合事務所もしくは町ホームページや総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/kojinbangocard/>) から申請書を入力し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

提出書類

- 申請書
- 申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

● 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類

提出先 町民税務課

申請期限 **9月25日(金)必着**

問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015